

袋 財 契 第 27 号
令和 7 年 12 月 4 日

関係各位

袋井市財政部財政課長

疑義申し立ての対応結果について

令和 7 年 11 月 27 日に実施した建設工事入札において、入札参加者から疑義申し立てがありました。

詳細な内容及び今後の対応については、別紙「疑義申し立てについて」をご覧ください。

記

- 1 工事名 令和 7 年度 第二マセグチ橋橋梁補修工事
- 2 開札日 令和 7 年 11 月 27 日
- 3 対応結果
違算修正結果を反映し、入札手続きを再開し落札決定を行います。
設計違算の詳細は別紙のとおり。

別紙

疑義申し立てについて

1 入札番号 第 123 号

2 工事名 令和 7 年度 第二マセグチ橋橋梁補修工事

3 疑義の内容

・第 2 号表の循環式ブラスト工法の燃料費軽油単価について、燃料の算出にあたりパトロール軽油 143 円/L を採用し、燃料費を 41,184 円に決定していると思われますが、本工事では令和 7 年 10 月単価が基本単価となるため、パトロール軽油 146 円/L を採用し算出すると燃料費 42,048 円となります。
また、それに伴い加算率・補正係数も 2,957,330 円となるため、循環式ブラスト工法の単価は 14,800 円ではないでしょうか。

・第 21 号表の溶出試験について、含水率の単価が 1,600 円/検体となっておりますが、設計書に記されている建物物価 10 月 P859 では含水率 1,700 円/検体ではないでしょうか。

・第 23 号表の諸雑費について、国土交通省の工事費積算における数値の取扱い(例)に「製造業者又は専門工業者の見積価格等、採用する価格の端数処理については有効数字上位 3 桁とする。ただし千円未満の場合は十円単位とし、百円未満の場合は一円単位とし、一円未満の場合は小数点以下第 2 位とする」と記載があります。諸雑費 90 円で入力されておりますが、690 円とし合計金額 973,000 円ではないでしょうか。

上記のことから工事金額の合計が税抜き 22,550,000 円になると思われます。

4 確認結果

・第 2 号表の循環式ブラスト工法の燃料費軽油単価について、ご指摘のとおり本工事は、令和 7 年 10 月単価が基本単価となるため、パトロール軽油 146 円/L の採用が適切であることから、単価を修正いたします。

誤：パトロール軽油 143 円/L ⇒ 正：パトロール軽油 146 円/L

誤：循環式ブラスト工法 単価 14,780 円/m² ⇒ 正：循環式ブラスト工法 単価 14,800 円/m²

・第 21 号表の溶出試験について、含水率の単価ですが、単価入力に誤りがありま

したので、修正いたします。

誤：含水率 1,600 円/検体 ⇒ 正：含水率 1,700 円/検体

・第 23 号表の諸雑費について、土木工事標準積算基準書に基づき、諸雑費がかかる単価表については、有効数字4桁になるよう所定の諸雑费率以内での端数を計上することとなっているため、ご指摘いただいている内容に該当いたしません。

5 今後の取り扱い

設計違算が判明した箇所について設計書を修正し、再積算を行い、落札者を決定します。

・再積算結果

		修正前	修正後
予定価格	(税抜)	22,540,000 円⇒	22,550,000 円 (+10,000 円)
最低制限価格	(税抜)	19,890,000 円⇒	19,900,000 円 (+10,000 円)